

「タイの工業化と知的所有権——NIES分析への一視角」

林 倬 史

(1) 問題の所在

本論文における基本的な分析視角は、NIES (Newly Industrializing Economies) の理論的位置付けを技術の側面から明らかにしていくことによって、発展途上国からNIESへの転換がどのような技術的諸条件のもとで、そしてどのような世界経済システムのもとで成されるのか、という点に置かれている。したがって、ここでは分析対象国を、アジアNIES (韓国・台湾・香港・シンガポール)ではなくタイとしている。本論文における問題意識を要約すると以下の通りである。

戦後世界のヘゲモニーの歴史的交替期、換言すれば、パックス・アメリカナの衰退と資本主義国間の角逐のいっそうの激化は、国際通貨ドル価値の低下とともに各国多国籍企業間による国際市場の分割と再分割をめぐる争奪戦をいっそう激化させる過程でもある。アジアNIESの歴史的台頭も、こうしたヘゲモニーの交替期に生じた資本主義国間の競争の激化が、先進国多国籍企業のグローバルな経営戦略にそった生産拠点としての歴史的役割をこれら諸国に付与したことに大きく起因していると言っても良いように思われる¹⁾。

1) こうした観点については、平川均「NIESの経済成長と技術吸収」『技術革新と世界経済』(林 倬史・孤田文雄編、ミネルヴァ書房、1993年、第7章)が参考になった。

そして同時に留意すべき点は、これらいわゆるNIESが歴史的に登場するほど、特定の国が有するヘゲモニーは弱まり、世界の既存の政治・経済システムはいっそう流動化することである。経済史的観点からするならば、18世紀後半のイギリスの産業革命期におけるドイツあるいはアメリカの世界経済的位置をどう把えるのか。そして19世紀末のドイツとアメリカの産業革命終了期における日本の世界経済的位置をどう把えるのか。そして現時点におけるいわゆるアジアNIESをこうした経済史的意味でのNIESとして位置付けられるかどうか。いずれにせよ、世界の政治経済上のヘゲモニーの確立と流動化はつねにNIESの歴史的登場とそのダイナミズムによって規定されることにはかわりはない²⁾。

そして1985年秋のプラザ合意以降の国際通貨ドル価値の急速な下落と日本企業によるグローバルな経営戦略の展開は、欧米と同様、ASEAN、特にタイ、インドネシア、マレーシア、そして中国への直接投資を急増させる

2) 本論文におけるNIESないしNICS (Newly Industrializing Countries) 概念は、OECD (*The Impact of the Newly Industrialising Countries on Production and Trade in Manufacturers*, 1979) の定義(工業部門における雇用水準、1人当たり国民所得、工業製品の輸出、等)、および経済史的意味での新興工業国 (Newly Industrializing Countries) の双方を文脈に応じて用いられている。

ことになった。これらアジア諸国における日本多国籍企業の拠点が果たす役割は、欧米日市場へ向けた生産と供給拠点としての機能と、そして労働力、素材、部品、サービスの現地調達を媒介として創出されてきたこれら地域での購買能力の向上に起因した現地市場の拡大に対応した生産拠点としての機能にあった。日本企業を中心としたこれら地域における生産拠点の拡充の過程は、同時にこれら拠点への技術移転と産業基盤の確立、換言すれば工業化の過程としても扱えられる。

(2) 工業化と技術移転

一国の工業化を通じた国民経済の発展過程は、当然のことながらそれに必要な産業部門、およびそれに関連する諸部門の技術的基盤の確立と絶えざる向上を条件とする。その際、技術的基盤の確立過程における技術の創出・移転・融合のプロセスが、一国内部において完結するようなメカニズムのもとで進展していくことはいまや極めて異例のケースである。なぜならば、18—19世紀末にかけて遂行された欧米の産業革命期とは異なり、資本の移動がグローバルに展開されている20世紀末の世界経済のメカニズムのもとでは、工業化もまたグローバルな技術移転をベースとして進展することになるからである。その工業化の過程では、したがって多国籍企業のグローバルな経営戦略にもとづきたいわゆる企業内国際技術移転が重要な役割を果たすことになる。とりわけ、発展途上諸国の工業化においては、現地企業の技術開発力が不十分な分だけ、多国籍企業本国から現地子会社ないし現地関連会社への技術移転の成否が決定的意味を有してくる。

したがって、技術がこのように多国籍企業を媒介として国際的に移転されてくるとしても、それら移転技術の中身と水準は多国籍企業本社の意志決定によって規定されてくるこ

とになるために、発展途上国の工業化は、一方では自律的産業基盤の確立に向けた条件を獲得すると同時に、他方では多国籍企業本社の意向に大きく左右される従属的側面をも併せもつことになる。20世紀末における日本企業によるタイ・ASAEN 拠点への企業内国際技術移転の重要な特質は、単に本国工場から現地への日本人技術者の派遣による技術移転よりもむしろ、進出現地先従業員への日本への技術研修派遣を通じた技術移転に見出だされる。本論文では、基本的にはこの日本多国籍企業による生産の国際化と同時に、現地従業員の日本本国における技術研修システムこそが、18—19世紀の工業化とは比べものにならないほどの速度でこれら東アジア諸国への技術移転と工業化を促進し、これら諸国のいわゆる NIES 化を推進させていくものとして扱っている³⁾。

そして、その際留意すべき点は、多国籍企業本社がそれら技術を用いた製品を国際的に生産したり、輸出入していく際に、それら製品の生産に不可欠な戦略技術の排他的使用権を確保し、それによって絶えず国際的な参入障壁を構築しながらグローバルな戦略を展開してくることにある。こうして、競争を国際的に制限し、つねに自社に有利に経営戦略を展開していくための競争上の有力な武器の一つが、多国籍企業固有の知的所有権戦略である。

3) 日本企業によるタイへの技術移転、特に、日系自動車企業による技術研修を通じた企業内技術移転に関しては、拙論文「日系自動車企業のタイへの技術移転」『ASEAN の工業化と外国企業』(小林英夫・林 倬史編, 中央経済社, 1993年, 第5章)において述べているので、本論文では、技術移転に関する問題については捨象している。

表1 全世界での国際特許認可件数に占める主要国のシェアとその推移
(海外出願件数によるもののみ、対自国出願は含まない)

順位	国名	シェア			累計(1990)
		1980	1985	1990	
1	アメリカ	30.6%	25.8%	24.2%	61.9%
2	ドイツ	18.4	19.7	19.4	
3	日本		15.8	18.3	
4	フランス	11.4	8.6	8.6	
5	イギリス	7.1	6.2	6.1	
6	スイス	6.5	5.2	4.4	
7	イタリア	5.8	2.9	3.3	
8	オランダ	3.2	3.3	3.2	
9	スウェーデン	3.4	2.4	2.3	
10	カナダ	2.6	1.2	1.3	
11	オーストリー	1.2	1.0	1.3	
	その他	1.0	7.9	7.4	
	合計	8.8	100.0	100.0	

(注)：ランキングは各年ともシェア1%以上の国に限定。

Source：WIPO, *Industrial Property Statistics* 各年版より作成。

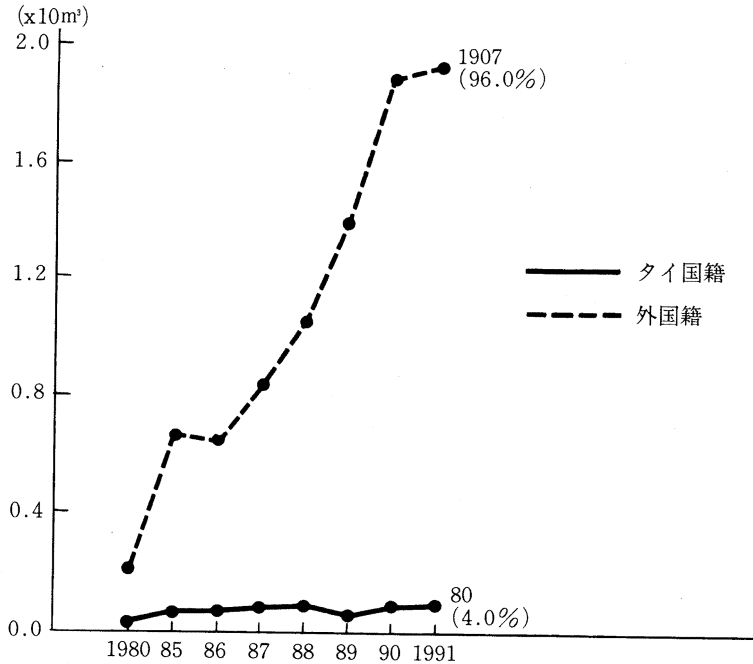
(3) 多国籍企業と国際知的所有権戦略

企業内における組織的な技術開発の結果、開発された技術が、国際的に、商業上利用価値の高いものであるほど、その技術は国際的に特許出願されるか、ないしはノウハウとして企業秘密化されることになる⁴⁾。そして、出願された特許技術は、一端、特許として登録されると、その技術の排他的使用権は開発した企業（及び個人）に一定期間、私的に所属することになる⁴⁾。したがって、技術集約的な多国籍企業ほど国際的なパテント・ネットワーク（国際特許網）を構築することによって、開発した技術の独占的使用権をグローバルに確保していく。このグローバルなパテント・ネットワークを通じた戦略技術の国際的

なコントロールが、技術集約的な多国籍企業による固有のグローバルな生産拠点への企業内国際技術移転政策の一基軸を成している。しかも、技術上の優位性が競争上の優位性を規定する度合いが強まるほど、開発コストの巨大化にともなって開発リスクも巨大化し、そしてその分だけ開発コストの回収も国際的に展開されざるをえなくなる。その結果、開発された技術が国際的に、商業上、利用価値の高いものであることが見込まれる場合ほど、それら開発技術の独占的利用によって収益を最大化すべく、こうした技術は、一方で生産プロセスに関してはノウハウとして企業秘密化される傾向にあると同時に、他方で要素技術に関しては海外主要諸国に特許出願される傾向にある。そこで、全世界で登録された国際特許（国内特許は除く）件数の国籍別シェアをみてみよう。表1に示されているように、アメリカを筆頭にひと握りの主要先進国によってその大部分が占められている。すなわち、1990年に全世界で認可された特許件数の91%

4) 日本の特許存続期間は公告後15年間、EC主要国は出願後20年間、アメリカは特許日から20年間、そしてタイとマレーシアは出願後15年間、インドネシは出願後14年間である。

図1



がわずか10カ国によって占められている。とりわけ、アメリカ、ドイツ、日本のわずか三カ国で世界全体の約62%を占めるに至っている。しかもこうした国際特許保有者の多くは技術集約的多国籍企業であり⁵⁾、そしてこれら多国籍企業はグローバルな投資・生産・貿易、そしてストラテジック・アライアンス (Strategic Alliances=戦略的提携) を自社に優位に展開していくための有効な経営戦略上の武器として、自らがグローバルに保有する特許権、すなわち開発技術の独占的使用権を位置付けている。その結果、今後、主要市

場を構成していくと思われる新製品なり、それによって将来的にリーディング・インダストリーズを構成していくと思われる新規工業部門は、それに必要な関連技術の所有権 (排他的使用権) を保有するこれら主要先進国を起点として創出されていく構造となっている。したがって、シェアを下げながらも現段階において最大の国際特許権保有国である米国は、自らの産業技術基盤とヘゲモニーが傾向的に脆弱化するなかで、自国に依然有利なグローバルな、パテント・コントロール・システムをいっそう強化し、こうしたヘゲモニーの喪失傾向に歯止めをかけていく政策に依拠することになる。

このように、新しいそして主要な技術が一握りの先進国によるグローバルなパテント・コントロールというシステム下に置かれている中で、発展途上国の工業化と知的所有権との関連がどのような状況下にあるのかをタイのケースを中心に見ていこう。

5) 主要特許出願受付国であるアメリカ、イギリス、カナダおよび日本における出願企業名については、拙著『多国籍企業と知的所有権』(森山書店、1989年)および、Etemad, H. and L. S. Dulude (ed.), *Managing the Multinational Subsidiary* (Croom Helm, 1986) を参照されたし。

(4)タイの工業化と知的所有権

① タイにおける特許出願状況

図1は、タイに出願された国籍別特許件数の推移を表している。1980年には、外国籍企業（ないし個人）からの特許出願がわずか184件でしかなかったのに対して、1985～1986年以降、出願件数が急速に増大し、1991年には1907件、タイ特許出願受付件数全体の96.0

%を占めるまでに至っている。それに対して、タイ国籍の特許出願件数はこの間、18件から80件に増加したに過ぎず、その結果、全体に占める割合も8.9%から4.0%に低下するに至っている。さらに表2-1、表2-2は、1980年と1990年におけるタイ特許出願受付数を国際特許分類にしたがって技術分野別・国籍別に構成し直したものである。1980年の特許出願件数は、A01（農林水畜産系）およびC07、A01N（有機化学系および殺虫・殺菌・

表2-1 国際特許分類でみたタイへの国籍別特許出願件数 (1980年)

	AT	AU	BE	CA	CH	DE	DK	ES	FI	FR	GB	HU	IT	JP	NL	NO	SE	US	XX	TOTAL
A01					1						3			8	10		10			32
A21—A24					1									2			2	1		6
A41—A47					1												4			5
A61—A63			1									2		2			3	1		9
A61K														2			1			3
B01—B20										1				1			3			5
B21—B23																			2	2
B24—B32										1				1			2	3		7
B41—B44																			2	2
B60—B64													1	1			1			3
B65—B68										1				3			1			5
C01—C05						1								1			1	4		7
C07, A01N		1	1		9	2				2	2	1	7	1			16			42
C08																	2			2
C09—C11															1		1	1		3
C12—C14										1				1			1			3
C21—23, C25, C30						2	2							1			2			7
D01—D07																				0
D21, R31																				0
E01—E06							2		1	1								2		6
E21																				0
F01—F04, F15																	1	1		2
F16, F17														1			1			2
F21—F28		2					1							1				3		7
F41, F42, C06																	4	2		6
G01—G03																				0
G04—G08																				0
G09—G12																				0
G21																				0
H01, H02, H05		2															1			3
H03, H04																				0

出所：WIPO, *Industrial Property Statistics 1980* (WIPO, Geneva, 1982) より作成

表2-2 国際特許分類でみたタイへの国籍別特許出願件数 (1990年)

	TH	AT	AU	BE	CA	CH	DE	DK	ES	FI	FR	GB	HU	IT	JP	NL	NO	SE	US	XX	TOTAL
A01	6	1	2			1									2	1			2	5	20
A21-A24	4					10	1	1	1	1	3		1	4	2				28	2	58
A41-A47	10		1	1	2	3	1				3	6		3	32	2			13	13	90
A61-A63	5	2									2	4			19	1		1	43	1	78
A61K						3	2	1			2	1	1	2	16	21		11	39		99
B01-B20	1		3			3	4				5	2			4	6			17	7	52
B21-B23	1	1								1	2				13	1			11	2	32
B24-B32	3	3	1	2	2	2	2	1			3	7			12	1			18	2	57
B41-B44	1	1					2				1	1				1			4	1	12
B60-B64	5										3				1	1			9	2	21
B65-B68	5		3			5	5	1	1		3	6			11	2	2	1	26	2	73
C01-C05	3		1	3			3				6	6			10	1	1		21	2	57
C07, A01N	3	1	1	8		32	29		1		14	35	12	3	38	5		12	68	2	264
C08			1	5		3	4				12	12		1	31	2	1		127		199
C09-C11	1		2	1	2		9	1	1		4	7			55	18			76	2	179
C12-C14	2									1	3	2			6			1	3	2	20
C21-C23, 25, 30		2		1	1										2	1			6	1	14
D01-D07				1		2	4					1			4	3			11	2	28
D21, B31			1			1	1												5		8
E01-E06	7	1	7				2				6	3			15	3	1		21	5	71
E21	1																				1
F01-F04, F15	5					1						1			1	1			10	1	20
F16, F17	2		3		1		5	1			2	2			7				11	11	44
F21-F28	2		1		1	1	1				1			3	10				11	6	39
F41, F42, C06			2									3						1	3		6
G01-G03		1		1								3		5	9				20		34
G04-G08	2		1		1	5	2				1				15	2			44	1	81
G09-G12							1								13				15	2	32
G21											1				2				1		4
H01, H02, H05	3	1					4	1				3		4	16	2			86	18	138
H03, H04			4			1	11				1	3		2	5			16	63	3	109

出所: WIPO, *Industrial Property Statistics 1990*より作成

Country			
TH : Thailand	CH : Switzerland	FR : France	NL : Netherland
AU : Austrslia	DE : West Germany	GB : United Kingdom	NO : Norway
AT : Austria	DK : Denmark	HU : Hungary	SE : Sweden
BE : Belgium	ES : Spain	IT : Italy	US : United States
CA : Canada	FI : Finland	JP : Japan	XX : Other Countries

除草剤系)の二つの技術分野だけが二桁(32件と42件)であり,その他の技術分野は全て一桁に過ぎない状況であった。それに対して,1990年には主要な技術分野全般にわたって特許出願が成されている。特に, A61K(医療

用・化粧品用製剤)が3件から99件に, C08・C09-11(有機高分子化合物,染料・樹脂,洗浄剤,等)が5件から378件に急増している。また E01-E06(建築関連技術)の特許出願件数も6件から71件に, および F01-F

表 2—3 国際特許分類表（その 1）

類別 番号	類 名	別 称	類別 番号	類 名	別 称
A01	農業；林業；畜産；狩猟；漁業		B27	木材または類似の材料の加工または保存；	
A21	ベーキング；食用の生地			釘打ち機またはステーブル打ち機一般	
A22	屠殺；肉処理；家禽または魚の処理		B28	セメント，粘土，石材の加工	
A23	食品または食料品；他のクラスに属しない		B29	プラスチックの加工；可塑状態の物質の加	
	それらの処理			工一般；他に分類されない物質の加工	
A24	たばこ；葉巻たばこ；喫煙具		B30	プレス	
A41	衣 類		B31	紙製品の製造；紙の加工	
A42	頭部に着用するもの		B32	積層体	
A43	履 物		B41	印刷；線画機；タイプライター；スタンプ	
A44	小間物；貴金属宝石類		B42	製本；アルバム；ファイル；特殊印刷物	
A45	手持品および旅行用品		B43	筆記用と製図用の器具；机上付属具	
A46	ブランド製品		B44	装飾技術	
A47	家具；家庭用品または家庭用設備；コーヒー		B60	車両一般	
	ひき；香辛料ひき；真空掃除機一般		B61	鉄 道	
A61	医学および獣医学；衛生学		B62	鉄道以外の路面車両	
A62	人命救助；消防		B63	船舶またはその他の水上浮揚構造物；関連	
A63	スポーツ；ゲーム；娯楽			品織装品	
B01	物理的または科学的方法または装置一般		B64	航空機；飛行；宇宙工学	
B02	破碎，粉碎または砕解；製粉のための穀粒		B65	運搬；包装；貯蔵；薄板状または線状材料	
	の前処理			の取扱い	
B03	液体による，または，風力テーブルまたは		B66	巻上装置；揚重装置；牽引装置	
	ジグによる固体物質の分離；磁気または静		B67	液体の取扱い	
	電気による分離		B68	馬具；詰め物；かわ張りされた物品	
B04	物理的または化学的工を行うための遠心		C01	無機化学	
	装置または機械		C02	水，廃水，下水または汚泥の処理	
B05	霧化または噴霧一般；液体または他の流動		C03	ガラス；鉱物およびスラグウール	
	性材料の表面への適用一般		C04	セメント；セラミック等；音または熱の絶	
B06	機械的振動の発生または伝達一般			縁体	
B07	固体相互の分離；仕分け		C05	肥料；肥料の製造	
B08	清 掃		C06	火 薬；マッチ	
B09	固体廃棄物の処理		C07	有機化学	
B21	本質的には材料の除去が行われない機械的		C08	有機高分子化合物；その製造または化学的	
	金属加工；金属の打抜き			加工；それに基づく組成物	
B22	鋳造；粉末冶金		C09	染料；ペイント；つや出し剤；天然樹脂；	
B23	工作機械；他に分類されない金属加工			接着剤；種々の組成物；材料の種々の応用	
B24	研削；研磨		C10	石油；ガスおよびコークス工業；一酸化炭素	
B25	手工具；可搬形動力工具；作業台器具；マ			を含有する工業ガス；燃料；潤滑剤；でい炭	
	ニプレート		C11	動物性および植物性油；脂肪；脂肪性物質	
B26	切断手工具；切断；切断機			およびろう；それに由来する脂肪酸；洗浄	
				剤；ろうそく	

28（機械一般， 燃焼機関， 原動機， 燃焼装置， 冷凍・冷蔵技術， 熱交換一般， 等）関連技術

においても， 1980年の11件から1990年の 103 件に急増している。そして特筆すべき技術分

表2-3 国際特許分類表(その2)

類別番号	類名	別称	類別番号	類名	別称
C12	生化学;ビール;酒精;ぶどう酒;酢;微生物学;酵素学;突然変異または遺伝子工学		F04	液体用容積形機械;液体または圧縮性流体用ポンプ	
C13	糖およびでん粉工業		F15	流体圧アクチュエータ;水力学または空気力学一般	
C14	原皮;裸皮;なめし革		F16	機械要素または単位;機械または装置の効果的機能を生じ維持するための一般的手段	
C21	鉄冶金		F17	ガスまたは液体の貯蔵または分配	
C22	冶金;鉄または非鉄冶金;合金の処理または非鉄金属の処理		F21	照明	
C23	機械的手段によらない金属の加工または処理;金属による材料の被覆;腐食または鋳皮の抑制一般		F22	蒸気発生	
C25	電気分解または電気泳動方法;そのための装置		F23	燃焼装置;燃焼方法	
C30	結晶成長		F24	加熱;レンジ;換気	
D01	天然または人造の糸または繊維;紡績糸;糸またはロープの機械的な仕上げ;整経またはビーム巻き取り		F25	冷凍または冷却;氷の製造または貯蔵;気体の液化または固体化	
D02	織成		F26	乾燥	
D03	組みひも;レース編み;メリヤス編成;縁と不織布		F27	炉;キルン;窯;レトルト	
D04	裁縫;刺しゅう;タフティング		F28	熱交換一般	
D05	繊維および繊維製品などの処理;ラウンド		F41	武器	
D06	リー;他類に属しない可とう性材料		F42	弾薬;爆破	
D07	ロープ;電気的なもの以外のケーブル		G01	測定;試験	
D21	製紙;セルロースの製造		G02	光学	
E01	道路鉄道または橋りょうの建設		G03	写真;映画;静電写真;ホログラフィー	
E02	水工;基礎:土砂の移送		G04	時計	
E03	上水;下水		G05	制御;調整	
E04	建築物		G06	計算;計数	
E05	錠;鍵;窓または戸の付属品;金庫		G07	チェック装置	
E06	戸;窓;シャッターまたはローラブインド一般;はしご		G08	信号	
E21	地中掘さく;採鉱		G09	教育;暗号方法;表示;広告;シール	
F01	機械または機関一般;機関設備一般;蒸気機関		G10	楽器;音響	
F02	燃焼機関;熱ガスまたは燃焼生成物を利用する機関設備		G11	情報記憶	
F03	液体用機械または機関;風力原動機,ばね原動機,重力原動機またはその他の原動機;他類に属さない機械動力または反動推進力を発生するもの		G12	器械の細部	
			G21	核物理;核工学	
			H01	基本的電気素子	
			H02	電力の発電;変換;配電	
			H03	基本電子回路	
			H04	電気通信技術	
			H05	他に分類されない電気技術	
			その他	国際特許分類が付与されていないもの	

注: AOIN は消毒, 殺菌, 殺虫剤, 除草剤

A61K は医薬品の製剤

出所: 特許庁広報

野は、G01—G12（計測・計算，光学，音響制御，信号，情報記憶関連）の技術分野が0件から147件に、そしてH01—H05（電気部品，電子，半導体，通信，回路関連技術）では3件から247件へとそれぞれ増大している。このように、タイにおける特許出願件数は同国の工業化と市場規模の拡大に対応する形で増加しており、多国籍企業による生産拠点としての確保と市場の占有を狙った知的所有権戦略を反映している。しかしながら、タイにおける知的所有権戦略上の重要性という観点からみた場合には、特許出願を通じた工業技術面での独占的使用権の確保よりも、次項で検討していく商標・デザイン出願のほうが戦略的な意味を有している。

② タイにおける商標・意匠権出願状況

1989年から1991年にかけて、タイで特許・商標（Trademarks）・意匠権（Industrial Design）が認可された主な外国籍企業は、レゴ社（デンマーク）、コルゲート・パームオリーブ社（米）、ダート・インダストリーズ社（米）、ロベンター・エネックス社（スイス）、日本企業は、セイコー、タカラ、吉田工業、ミタ工業、等が上位を占めている⁶⁾。これらの各国企業がタイで認可を受けた工業所有権を製品分類すれば、玩具、化粧品・その他トワレタリー製品、時計、ファスナー・サッシ類、複写機、等となる。これら製品はいわゆるハイテク部門に属するとはいえない。複写機に関しても、本体の中核的技術が特許出願されているのではなく、周辺部品に関する技術ならびに外観が工業所有権として出願されていることが推測される。換言すれば、これら製品分野の技術は、一定の産業基盤さえ確立してくれば、十分、現地での模倣生産

が可能な技術分野であることを意味する。すなわち、これら外国籍企業は、時計・玩具・トワレタリー製品の商標・ブランド名・デザインを登録することによって、同一名称・同一デザインの製品の出現を防ぎながら、技術面においても製品の構造的特質を特許で保護する戦略をとっていることを意味する。

したがって、発展途上国における知的所有権の獲得による競争制限上の有効性をみる場合、産業分野によっては工業技術の発明による特許出願以上に、商標権（Trade Mark）および意匠権（Industrial Design）の出願・登録が極めて重要な意味を有してくる。なぜならば、工業技術面においては現地（ローカル）企業の技術開発力は極めて脆弱であるために、特許取得による参入障壁の形成とそれによる競争の制限効果よりもむしろ、国際的に知名度が確立している特定の名称や外観を商標・意匠権、等の工業所有権として押さえるほうが、より有効な参入障壁を形成しうるからである⁷⁾。

そこで、タイにおける外国籍企業（個人）による知的所有権としての商標（Trademarks）

7) 日本における特許出願件数との比較でみると、日本電気（NEC）1社だけで19,224件（1991年、特許公開件数）であり、したがって同年の外国籍・タイ国籍を合計したタイにおける特許出願受付件数総計（1,987件）は、日本電気1社による国内特許出願件数の10.3%に過ぎない。ちなみに、1991年のタイにおける特許出願受付件数（1,987件）は、同年の日本における特許出願件数（公開件数）企業別順位では第28位の川崎製鉄（1,989件）に該当する。先進国多国籍企業は、発展途上国市場を自らの排他的市場圏として囲い込んでいくためにとる知的所有権戦略としては、むしろ、商標・意匠出願をより積極的に展開する傾向にある。これらの個別件数については、日本特許情報機構『公開特許出願人索引』およびWIPO, *Industrial Property Statistics*, (various issues) に依拠している。

6) これら具体的企業名は、タイ特許局（Dept. of Commercial Registration）からの提供資料による。

表3-1 タイへの商標・サービスマーク出願数
単位：件数，1990年（カッコ内は1985年）

アメリカ	1601 (735)
日本	854 (404)
フランス	537 (199)
イギリス	485 (478)
ドイツ	447 (264)
イタリア	427 (8)
スイス	264 (172)
オランダ	133 (88)
オーストラリア	119 (56)
その他	935 (415)
外国籍合計	5802 (2819)
タイ国籍計	7061 (5235)
総計	12863 (8054)

表3-2 タイへの工業意匠権（デザイン）出願数
単位：件数，1985年）

アメリカ	130 (43)
日本	98 (30)
デンマーク	50 (19)
イタリア	29 (6)
イギリス	25 (5)
フランス	25 (17)
オランダ	17 (3)
スイス	13 (6)
その他	35 (22)
外国籍合計	422 (151)
タイ国籍計	193 (131)
総計	615 (282)

出所：WIPO, *Industrial Property Statistics 1985, 1990* (Part II) より作成表4 特許出願件数・商標出願受付件数比較（1990年）
カッコ内は外国人（企業）出願件数

	特許出願受付件数	商標出願受付件数
タイ	1,940 (1,907)	12,863 (5,802)
日本	376,692 (43,419)	171,726 (19,791)
アメリカ	176,100 (84,690)	127,346 (20,653)
ドイツ	110,349 (66,459)	42,878 (不明)

注：フランスの場合は，国内商標出願件数のほうが特許出願件数よりも多い

出所：WIPO, *Industrial Property Statistics, 1990* (Part 1・Part 2) より作成

およびサービスマーク (Service Marks) 出願動向をみてみよう。表3-1に示されているように，1985年には8,054件であった商標出願数が1990年には12,863件に増大している。この間，タイ国籍企業（および個人）の件数が5,235件から7,061件へと35%増大したのに対して，外国籍企業（個人）によるタイへの同出願件数は2,819件から5,802件へと210%の増加となっている。その結果，同国における全商標出願件数に占める外国籍商標出願件数の比率は，1985年の35.0%から1990年の45.1%に増大するに至っている。

つぎに，表3-2は1985年と1990年の工業

意匠権（工業デザイン）の出願件数を表している。この間，タイ国籍出願件数が47%の伸びであったのに対して，外国籍出願は179%の伸びをみせており，同様に，外国籍企業（個人）による出願が急増してきている。

また，1990年にタイで受付けた特許件数は1,940件（内，外国籍1,907件）であったのに対して，商標出願受付件数は12,863件（内，外国籍5,802件）であるから，後者の商標出願件数のほうが前者の特許出願件数の6.6倍（うち，外国籍3.4倍）に匹敵する。他方，表4にも示されているように，日本の場合，1990年の特許出願受付件数が376,792件

(内、外国籍43,419件)であったのに対して、商標出願受付件数は、171,726件(内、外国籍19,791件)である。したがって、日本では特許出願受付件数のほうが商標出願受付件数よりも2.2倍(内、外国籍2.2倍)多い。米国でも同様に、1990年には特許出願受付件数のほうが、商標出願受付件数よりも1.4倍(内、外国籍4.1倍)多い。また、ドイツでも同様の傾向が見出だされる⁸⁾。

このように、先進工業国では特許出願件数が商標出願件数よりも多く、逆に発展途上国では逆のケースが多い。その理由としては以下の諸点が指摘されよう。すなわち、先進工業国の場合には、個別企業レベルでの新製品の開発過程と国民経済レベルでの新工業部門の台頭の過程において、技術開発に伴う技術連関効果が絶えず創出されるために、開発された多岐にわたる関連技術がつぎつぎに特許出願される傾向にある。それに対して、発展途上国の場合には一般的に、個々の企業が開発部門を企業内に組織し、新製品開発を恒常的に展開していくまでには至っていない⁹⁾。またこれら諸国の場合には、国民経済レベル

においても新規工業部門の台頭は、先進国多国籍企業の現地拠点への導入を媒介とする傾向にあるため、製品・技術のライフサイクルからみて先進国では成熟期以降のものが移転されてくる分、国際的技術水準からみて遅れることになる。したがって、現地生産される製品ないし工程のライフサイクルが先進工業国では成熟期以降の普及品タイプないし労働集約的タイプであるとすれば、それら製品の要素技術とプロセス技術内容も、すでに主要特許の有効期限が切れている技術レベルのものであることが推測される。しかも、現地で生産される製品の構成部品群のうち、技術集約的部分があっても、それら部品群は多国籍企業本国から調達される傾向にあるために、現地ではそれら技術を特許出願する必要性が低下することになる。

そして、自動車、電子・電気、機械産業に属する主要な日本企業は、タイに生産拠点を有しているにもかかわらず、同国への特許出願をほとんど行っていない。その理由は、こうした産業に属する日本企業が同国で生産、販売している製品の模倣生産を可能とする技術及び産業基盤が未成熟であること、および、巨額に及ぶ投資規模が多く現地ローカル企業に対する実質上の参入障壁を形成していることにある。

その結果、先進国からタイに出願された工業所有権のなかでも、特許よりむしろ商標権・サービスマークのほうが件数的に多くなることになる¹⁰⁾。

このように、工業技術・名称・外観がパッ

8) 主要工業国のなかでも、フランスの場合は、商標出願受付件数のほうが特許出願受付件数よりも多い。また、米国の場合も、特許出願受付件数から外国籍企業(個人)による同件数を除いた米国籍だけの件数でみると、商標出願受付件数のほうが特許出願受付件数よりも多くなる(WIPO, *ibid.*)。

9) タイの民間企業による研究開発費と国の機関による研究開発費とを比較してみると、1989年の研究開発費総額1億1323万ドル(約156億2600万円)のうち、民間部門による研究開発費の占める割合は、わずかに5.53%に過ぎない。また、1990年におけるタイ民間企業の売上高に占める研究開発費の割合は、0.13%に過ぎない。(Science and Technology Development Program, TDRI Foundation, *Private Sector R&D "Lessons From the Success"*, June 1992.)

10) 例えば、日本のサッポロ・ビール社は「黒ラベル」の商標を海外70カ国に登録しているのに対して、1969—90年にかけての21年間に米国に出願した特許件数がわずか11件であることから、特許の海外出願に関してはあっても年間数件のレベルであると思われる(US. Dept. of Commerce, NTIS, *Industrial Patent Activity in the US*)。輸出比率や海外生産比率の高

ページとして先進国多国籍企業の知的所有権によってカバーされてしまうことにより、たとえタイ現地企業や工業部門が発展基調をたどるとしても、それらを構成する主要工業諸部門ないし新規工業部門の生産・貿易・投資の主導権は、構造的に多国籍企業本社および多国籍企業本国のコントロール下に置かれることになる。換言すれば、先進国からタイおよび発展途上諸国への技術移転も、基本的には、主要技術がこうした多国籍企業を中心とした先進主要国の統制下にあるという世界経済システムのもとで行なわれていることを確認する必要がある。

(5) タイ・ASEAN から日本への特許・実用新案・商標出願

開発技術を海外、特に先進工業国に特許出願する場合には、国内出願と違って、技術上の国際的新規性がより厳密に要求されることになる。しかも、特許出願料・審査料・登録料、翻訳料、等の支払い（日本国内出願では1件につき約10万円プラス特許事務所への支払い）による経済的負担がともなうことになる¹¹⁾。したがって、特許の国際出願は一般的により精選された技術に限定される傾向にある。特に、タイを含む発展途上国から先進国への特許出願はより以上に限定されることになる。そこで、アジア最大の市場規模を有する日本への特許出願を検討してみよう。

表5に示されているように、1991年の1年間に外国籍企業（および外国人）が日本に出

願した件数は、33,463件であった。そのうち、いわゆるアジア NIES 諸国からの出願件数は合計1,258件であり、その内訳は、韓国から815件、台湾から219件、香港から22件、そしてシンガポールから15件であった。さらに、中国から39件が出願されている。それに対して、ASEAN 諸国から日本への特許出願合計件数は7件であり、その内訳はマレーシアから7件、残りのタイ、インドネシア、およびフィリピンからはゼロ件である。つぎに、これらの件数を1985年の出願件数と比較してみよう。1985年の日本への出願件数は、NIES 諸国合計187件であり、その内訳は、韓国から93件、台湾から77件、香港から10件、そしてシンガポールから7件であった。したがって、これらNIES 4カ国から日本への出願件数はどの国からも増加しており、合計では1,071件の増加となっている。それに対して、シンガポールを除いたASEAN 4カ国からの1985年の特許出願合計件数は11件であり、その国別内訳はマレーシアから4件、タイから0件、インドネシアから2件、フィリピンから5件であった。したがって、この間、マレーシアからは3件増加してはいるが、これらASEAN 4カ国から日本への出願合計件数は4件減少したことになる。その結果、表5に示されている東アジア10カ国から日本への特許出願件数（小計）に占めるASEAN 4カ国の比率は、1985年の5.2%から1991年の0.6%に低下するに至っている。さらに、アジア NIES や ASEAN 諸国から日本への特許出願件数の趨勢がこれら諸国の開発力を一定程度反映しているとするならば、NIES 諸国および中国は着実に開発力を強化させてきたことを意味しているのに対して、後者のASEAN 4カ国の開発力はこの間ほとんど向上してこなかったことを意味する。タイ・ASEAN から日本への工業所有権出願全体でみた場合にも、タイからの商標出願件数が増加した点を除けば、基本的にはこうした傾向が見出ださ

い電気・電子機器部門に属する企業の場合には、1社で海外160社に商標を登録している企業も指摘されている（『毎日新聞』1992年11月16日付）。

11) 日本企業が海外、例えば米国に特許出願した場合の費用は、翻訳料その他を含めて1件当たりおよそ150—250万円であるとされている（拙論文「日本産業の技術開発力」『経済』1991年7月号）。

表5 タイASEAN・NIESから日本への出願動向 1991年
(カッコ内, 1985年)

	特許	実用新案	商標	意匠	合計
タイ	0 (0)	2 (0)	20 (8)	1 (0)	23 (8)
マレーシア	7 (4)	2 (0)	9 (16)	1 (0)	19 (20)
フィリピン	0 (5)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (7)
インドネシア	0 (2)	0 (1)	8 (16)	0 (0)	8 (19)
韓国	815 (93)	224 (117)	233 (53)	47 (40)	1319 (303)
台湾	219 (77)	443 (244)	220 (78)	66 (49)	948 (448)
香港	22 (10)	4 (6)	230 (100)	11 (26)	267 (142)
シンガポール	15 (7)	3 (0)	64 (38)	2 (2)	84 (47)
中国	39 (10)	12 (10)	83 (63)	4 (3)	138 (86)
小計	117 (208)	690 (378)	867 (374)	132 (120)	2806 (1080)
外国人出願総計	33463 (28701)	1347 (1287)	18743 (14997)	1648 (1444)	55201 (46429)

資料：「特許庁広報」（日本特許庁）より作成

れる。

したがって、この論点が妥当性を有しているとするれば、1985年から1990年にかけて急増した日本およびアジア NIES から ASEAN 諸国（シンガポールを除く）への直接投資を媒介とした工業化の過程は、ASEAN 4 カ国における現地拠点での開発力なり、現地ローカル企業の実力向上には直接的に貢献してこなかったことを意味する。すでにみてきたように、タイ国籍（個人および法人）によるタイ国内特許出願件数を1980年と1991年時点とで比較した場合においても、それぞれ18件と80件にすぎず、62件の差異は増加したといえる範疇には入らない。したがって、タイ国籍企業（および個人）による国内特許出願

件数がこのように依然低水準であることから、これら現地ローカル企業が企業内に設計・開発部署を設置ないし強化して、開発作業を組織的に展開してきた状況は見出されない¹²⁾。

以上見てきたように、タイにおける知的所有権の構図は、一方での主要先進国多国籍企業による特許支配、他方でのタイ・ローカル企業による特許出願数の停滞として特徴づけられる。そこでつぎに、主要技術が外国籍企

12) ちなみに、タイの1989年の研究開発費総額（約156億円）は、同年度の日本企業の研究開発費ランキング第76位のミノルタカメラ（155億円）に相当する。トップのトヨタの同年度研究開発費（約4000億円）の4%でしかない。

表6 知的所有権別輸入差止め件数
(1992年)

特許権	1 (0.1)
実用出願案件	2 (0.3)
意匠権	77 (10.1)
商標権	618 (81.1)
著作権	64 (8.4)
合 計	762 (100.0)

注：上記件数には携帯品・別送品による輸入差止め件数は含まれていない

出所：CIPIC会報, Vol.14, Vol.15

業による知的所有権のコントロール下におかれているなかで、タイ産業の生産力ないしタイ製品の競争力はどのように位置付けられうるのかを検討していく。

(6) 知的所有権の侵害と工業化の水準

1989年、米国政府は知的所有権を侵害している国に対する制裁を規定したスペシャル 301条に関する優先監視国・地域として、ブラジル、メキシコ、韓国、台湾、インド、中国、サウジアラビア、そしてタイの8カ国を指定した。この場合、タイが侵害している米国の知的所有権の中身は、特許権よりもむしろ商標権、意匠権および著作権であることが想定されうる¹³⁾。この点を、日本の税関が知的所有権の侵害物品として日本への輸入を差し止めた件数を、所有権ごとにみてみよう(表6参照)。1992年の差し止め件数 762件の約81%が商標権の侵害であり、以下、意匠権(10%)、著作権(8%)、実用新案件そして特許権の順となっている。これら知的所有権の侵害による輸入差し止め物品を品目別・差し止め点数別に見ると(表7参照)、玩具類、衣類、時計、バッグ、靴、ライター、運動用具、その他(CD、テープ、その他)となっている。そして、1992年の輸入差し止め件数を仕出し国別にみると(表8参照)、第一位は韓国の556件で全体の73.4%、第二位が香港の49件で6.5%、第三位が台湾で38件(5.0%)、

そしてタイが第四位で33件、4.4%となっている。同表に示されているように、1989年から輸入差し止め件数が増加したのは、タイ、中国、およびスイスだけであり、残りの諸国はすべて減少している。これは、日本市場の停滞、ガットを始めとする知的所有権の国際的強化、そしてタイと中国の模倣生産能力の向上に起因していることが想定されうる。

その際留意すべきことは、表6・7に示されている税関での知的所有権侵害物品輸入差し止め件数は、あくまで税関当局が「知的所有権侵害の恐れがある」ことを認識して輸入を差し止めた件数であり、したがって、税関当局によって認識されずに通関されてしまった侵害物品件数はこの数値を大きく上回ることが考えられる点である。こうした観点からすれば、現地ローカル企業による日本製品の

13) 知的所有権侵害による米国企業の被害額は約238億ドルと指摘されているが、スペシャル301条優先関心国にあげられている上記8カ国による侵害の多くは商標権・意匠権侵害であることが予想される。ちなみに、米国ジーンズ・メーカーのリーバイ・ストラウス社のケースによると、中国をはじめとして、1991年には31カ国で130万本におよぶ代表製品「501」の模倣品が押収されている。こうした商標権・意匠権侵害による被害額は、「平均単価90ドルとして130万本分で1億1700万ドル(約230億円)」におよび、さらに商品イメージの低下にもつながることが指摘されている(『日経産業新聞』1992年7月14日付)。

表7 知的所有権侵害物品輸入差止め点数
(1992年)

靴類	22千足
バッグ類	58千個
衣類	91千着
運動用具	2千個
時計	10千個
ライター	4千個
玩具	108千個
その他	141千個
合計	436千個

出所：表6に同じ

表8 仕出し国別輸入差止め件数

	1989年	1992年
韓国	787	556
香港	81	49
台湾	91	38
タイ	21	33
中国	2	19
スイス	0	14
シンガポール	7	11
米国	25	11
その他	22	26
合計	1,03099	757

出所：表6に同じ

表9 日本製品の模倣品製造国（地域）別・知的所有権別模倣件数

(1991年1月—12月)

	意匠	商標	技術	著作物	合計	シェア
1 台湾	88	68	50	11	217	(34.8%)
2 韓国	35	21	22	13	97	(15.5)
3 中国	23	26	15	5	69	(11.1)
4 香港	20	17	5	3	45	(7.2)
5 タイ	9	17	7	0	33	(5.3)
6 インドネシア	10	8	3	0	21	(3.4)
7 マレーシア	1	6	2	0	9	
8 シンガポール	4	3	1	1	9	
9 パキスタン	2	7	0	0	9	
10 インド	1	6	1	0	8	
11 フィリピン他	0	2	1	1	4	
アジア計 (東アジア)	190 (187)	181 (168)	107 (106)	40 (40)	521 (504)	(83.5) (80.8)
ヨーロッパ計 (8カ国)	6	14	3	0	23	(3.7)
アメリカ	8	7	7	2	24	(3.8)
その他 (6カ国)	16	33	4	6	56	(9.6)
合計 (25カ国)	220 (35.2%)	235 (37.7)	121 (19.4)	48 (7.7)	624 (100.0%)	(100.0%)

注(1) 源資料では日本での模倣製造件数23件が指摘されているが、ここでは省略して算出している。

(2) 表中「技術」は、特許・実用新案、等を含む技術的創作を意味する。

出所：「デザイン・商標・技術的創作又は著作物に関する模倣実態調査結果について」（通産省貿易局検査デザイン行政室、1993年2月）より作成。

模倣生産能力は、特定分野においては、工業技術面でも急速度で向上しつつあることを意味する。

つぎに、表9は通産省の模倣実態調査による模倣品製造国を示している。同調査は、1991年（1月—12月）に海外市場において発生した日本製品の模倣事例についてアンケート調査（9000社送付）したものである。これによると、201社から模倣事例が指摘されている。

これらの知的所有権侵害物品を製造している企業（個人）の国籍別内訳をみると、台湾

217件、韓国97件、中国69件、香港45件そしてタイ33件を始めとして東アジア諸国を中心に合計624件となっている（ただし日本で製造された品目を除く）。これら5カ国にシンガポールと残りのASEAN3カ国を加えた東アジア9カ国で、世界全体の日本製品模倣品製造品目数の80.8%、504件を占めている。日本製品の模倣品製造国は26カ国に及んでいるが、タイにおける模倣品製造品目数33件はこれら25カ国中第5番目に位置している。表10に示されているように、タイにおいて製造された模倣製品33件を商品分類別にみると電

表10 商品分類別・模倣の態様別・模倣件数

（カッコ内はタイの同件数と構成比）

模倣の態様 商品分類	意 匠	商 標	技 術	著 作 物	合 計	構 成 比 (%)
一般・産業機械	43	9	49 (1)	8	109 (1)	21.1 (3.0)
電子・電気機器	65 (5)	97 (7)	19 (2)	22	203 (14)	39.2 (42.4)
運輸・運搬機械	19 (2)	32 (6)	15 (3)	1	67 (11)	12.9 (33.3)
雑 貨	45 (2)	36 (1)	22 (1)	4	107 (4)	20.7 (12.1)
織 維	3	15 (1)	3	0	21 (1)	4.1 (3.0)
陶 磁 器	0	1 (1)	0	0	1 (1)	0.2 (3.0)
食 品	1	1 (1)	2	2	6 (1)	1.2 (3.0)
化 学 品	0	0	0	0	0	—
医薬品・化粧品	1	2	0	0	3	0.6
合 計	177 (9)	193 (17)	110 (7)	37 (0)	517 (33)	100.0 (100.0)
構成比 (%)	34.2 (27.3)	37.5 (51.5)	21.3 (21.2)	7.2 (0)	100.0 (100.0)	

注(1) 表9の模倣件数は同一製品を複数国で製造しているケースもあるため、表10より多くなっている。

(2) 表10の数値には日本で製造された模倣件数（意匠3、商標5、技術15）、計23件が含まれている。

出所:表9に同じ。

子・電気機器がもっとも多く14件（商標 7件、意匠 5件、技術 2件）、ついで運輸・運搬機械が11件（商標 6件、技術 3件、意匠 2件）であり、以下、雑貨 4件、陶磁器 1件、食品 1件、化学品および医薬品・化粧品 0件となっている。これら模倣33件全体の知的所有権侵害別内訳は、商標が17件で全体の51.5%、意匠権が9件で27.3%、そして技術（特許、実用新案）が7件で21.2%となっている。

日本への模倣品輸入に対する差し止め件数を、知的所有権別にみた場合には、商標権侵害別が約9割りを占めていたのに対して、海外市場における日本製品の模倣品を知的所有権侵害別にみると商標権侵害が37.7%、意匠権侵害が35.2%、技術が19.4%、著作物が7.7%となっている。この違いは、税関で輸入差し止めを判断する際に、商標・意匠・著作権等による外観上の差異が有効となるのに対して、特許・実用新案等による技術上の構造的差異は外観的には容易に判断できない点に起因していると思われる。したがって、東アジアを中心に製造されている日本製品の模倣品を、知的所有権侵害別に分類する場合には、前者の税関ベースの統計よりも後者の通産省による調査のほうがより実態を反映していると思われる。

このように、これら諸国のローカル企業が、国際的に確立しているブランド・イメージを利用すべく、それらの商標権を保持している先進国（日本）企業の製品を模倣生産するという事は、それを可能にする一定の工業技術水準が構築されていることを意味する。換言すれば、これら諸国の企業が電子・電気機器を始めとする日本企業製品を模倣生産するケースが急増してきたという事実は、これら現地企業の製品化能力が急速に高まってきたことの別の表現でもある。とりわけ、メイド・イン・タイの模倣製品が出回りはじめたことは、タイ企業が特定の日本製品に関してはすでに模倣生産しう技術的基盤を獲得し

つつあることを意味している。

(7) タイ製品の国際競争力と知的所有権

タイ・ローカル企業が多国籍企業現地拠点を媒介項として、構造的に外資系企業への下請け的存在である限りにおいては、これらローカル企業は外資系企業本社の設計通りに部品生産なり、完成品の組み立て業務を遂行することが国際分業上固有の使命となる。換言すれば、ローカル企業が、構造的に、こうした国際分業上の枠内に留まっている限り、これらローカル企業は独自の設計・開発活動に依拠して独自の製品開発を行ない、その成果を他社による模倣から防衛するために特許出願をする必要性は何ら存在しない。しかしながら、多国籍企業本国の開発部門で設計した通りに製品化する生産工程上の技術が現地拠点に移転されるシステムが確立している限り、そしてまた一定のサポーティング・インダストリーズを含む生産基盤が現地国で確立してくる限り、それら製品の競争力は国際的水準を保持しうることになる。

とりわけ、価格競争力が国際競争上の優位性を規定する度合いが強い分野においては、多国籍企業による企業内国際技術移転を通じた安定した品質の確保と低い生産コストとが相俟って、メイド・イン・タイ製品の競争力は国際的水準を獲得することになる。

その意味において、タイにおける特許をはじめとする知的所有権の出願件数が低水準であっても、そのこと自体がタイの生産力水準を直接的に反映しているとは必ずしもいえない。ただし、その際留意すべき点は、タイ工業が総体として日本を始めとする多国籍企業の企業内国際分業に包摂されている限り、同国の工業技術水準は、基本的には多国籍企業によって同国拠点に移転されてくる技術および製品のライフサイクルに規定されてくる点である。そしてこのように移転されてくる技

術ないし製品のライフサイクルが、多国籍企業本国ではすでに成熟期以降のすぐれて標準的な段階に至っているものであるとすれば、そこでの知的所有権上の重要性は、新規工業技術の特許権でおさえるよりも、むしろ商標権、意匠権ないし著作権、等でおさえることによる外観・名称の排他的使用権の確保に置かれることになる。

換言すれば、多国籍企業の階層的な企業内国際分業に従属的に包摂されている限り、この企業内国際分業に必要な限りでの工業化と技術基盤をベースにした従属的發展軌道にのりうることになる。タイの工業化は、事実、日系企業とアジア NIES 系資本による技術移転と直接投資を媒介項として、急速に進行しつつある。そして工業化が急速に進行するぶんだけ、工業化は、一方では自律的側面を欠き、より従属的側面を有することになると同時に、他方では、多国籍企業による主要国を網羅したグローバルな知的所有権のネットワークにカバーされるぶん、現地での知的所有権政策は現地市場用の商標・意匠権を中心としたものとなる。しかしながら、こうした工業化の過程は、ローカル企業に製造工程の下流段階を中心とした技術的蓄積をもたらし、次第に、先進国企業の特定の製品分野に関しては模倣生産しうる技術基盤を創出させてくる

ことになる。したがって、タイ現地での模倣生産能力が高まった分だけ、先進国企業は現地国に商標・意匠出願を軸としながらも、製品の構造的特質を特許でおさえる必要性に迫られることになる。

タイにおける外国籍企業による知的所有権出願が、1980年代後半以降急速に増加してきた背景と、国際的水準からみれば、依然、低水準であることは以上の二つの要因を反映しているように思われる。18—19世紀の工業化とは異なり、資本がグローバルに移動する20世紀末の工業化は、発展途上国が急速に工業化を進める物的条件を付与すると同時に、先進国・多国籍企業のグローバルな生産・投資・貿易のネットワークに包摂されていく条件ともなりうる。その論理的帰結は、発展途上国の工業化と NIES の史的登場による既存の政治・経済のヘゲモニーの動揺と世界経済システムの流動化が世界経済のネットワーク化と同時平行的に進行していくことを意味する。その際、多国籍企業のグローバルな知的所有権のネットワーク、換言すれば、一私的個別企業によるグローバルな排他的技術・外観・名称の使用権（所有権）が、経済的ヘゲモニーをめぐる角逐において重要な意味を持つものとして留意されるべきであろう。